

○就労定着支援サービス費

基本部分	
イ 利用者数20人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき3,449単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき3,285単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,710単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき2,176単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,642単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,395単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき1,046単位)
ロ 利用者数21人以上40人以下	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,759単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,628単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,168単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,741単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,314単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,117単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき837単位)
ハ 利用者数41人以上	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合 (1月につき2,587単位)
	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合 (1月につき2,463単位)
	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 (1月につき2,032単位)
	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 (1月につき1,632単位)
	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 (1月につき1,232単位)
	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 (1月につき1,047単位)
	(7) 就労定着率が3割未満の場合 (1月につき785単位)
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。	
定着支援連携促進加算 (1回につき579単位を加算)	
初期加算 (1月につき900単位を加算)	
就労定着実績体制加算 (1月につき300単位を加算)	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 (1月につき120単位を加算)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1月につき150単位を加算)	

注			
就労定着支援員の員数が基準に満たない場合	又は サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労定着支援計画が作成されていない場合	特別地域加算
減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	+240単位
3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	